

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)]を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)
下記に当社における情報提供項目を公開致します。

マージン率

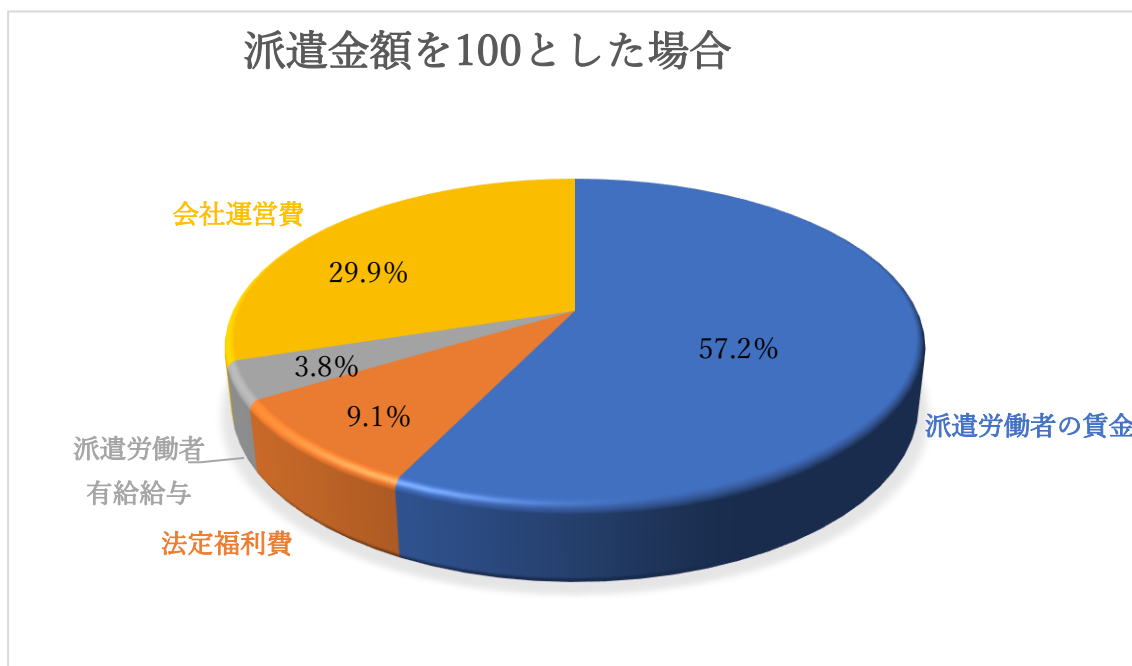
アイネッツコム 〒781-8003 高知市札場 3 番 28 号

派遣労働者の数	8 名 (2019 年 8 月 31 日時点)
派遣先の数	2 社
マージン率	42.8% ※第 39 期(2018.9.01~2019.08.31)
①労働者派遣料金	26,394 円(1 日 8 時間あたりの平均)
②派遣期間中の派遣労働者の賃金	15,109 円(1 日 8 時間あたりの平均)
教育訓練に関する事項	導入研修:派遣法令、情報セキュリティ、安全衛生、マナー、派遣先概要、コミュニケーション研修など
	専門的な技術研修: スキルに応じて Word、Excel、Pwoerpoint 基本研修 ~開発言語研修、ネットワーク研修を行っております。

このマージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ① (小数点第 3 位以下を四捨五入)

マージン率の内訳



・派遣労働者の賃金	料金総額の約 57.2%
・派遣労働者有給休暇費用	派遣社員が有給休暇を取得する際、当該休暇期間については派遣先に対する料金請求はできません。ですが派遣会社としては派遣社員の雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。
・法定福利費	会社が負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険・児童拠出金・介護保険などの社会保険料です。
・会社運営費	教育訓練費用(人件費・ソフトウェア・教材等)、営業人件費、会社資格維持費用、管理費、オフィス賃借料をはじめとする諸経費になります。
・備考	<p>■ 弊社のマージン率に関して</p> <p>弊社では高知県以外の派遣を行っており、社宅関連(賃料、共益費、駐車場、光熱費)に派遣金額の約 10%が捻出されています。 (2019年8月末現在)</p>